

## 千葉市情報公開条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「附属機関」とは、審議会、審査会その他の諮問、審査、調査等のための機関で、法律又は条例の定めにより設置されるものであるが、規則、要綱等により設置された「附属機関に類するもの」が存在

↓

「附属機関に類するもの」を見直し、  
「附属機関に類するもの」を廃止する  
ことに伴う規定の整備

### 2 改正の概要

「附属機関に類するもの」を廃止することに伴い、「附属機関及びこれに類するもの」を「附属機関」に改めるもの

### 3 施行期日

平成22年4月1日

改正前	改正後
第1条～第24条 略  (会議の公開) 第25条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。	第1条～第24条 略  (会議の公開) 第25条 実施機関に置く附属機関は、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。
第26条～第31条 略	第26条～第31条 略  <u>附 則</u> <u>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</u>